

岩手県告示第845号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和3年12月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
多田歯科医院	花巻市東和町安俵11区1番地2	平成28年10月31日
調剤薬局ツルハドラッグ江刺店	奥州市江刺西大通り9番5号	令和3年10月30日
わかば薬局	奥州市前沢字高畑182番地7	令和3年10月31日